

平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社前田製作所
 代表者名 代表取締役社長 塩 入 正 章
 (JASDAQ・コード 6281)
 問合せ先 執行役員経営管理本部副本部長
 兼管理部長 加 藤 保 雄
 電話番号 026-292-2222

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について決議致しましたのでお知らせいたします。

なお、本件は、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の定時株主総会に付議される予定です。

記

1. 変更の理由

- ①今後の事業展開に備えるため、当社定款第 2 条に事業目的を追加するものであります。
- ②2015 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律 90 号)により、責任限定契約の締結範囲が変更されたため、当社定款第 28 条および第 39 条の規定を変更するものであります。

2. 変更内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します)

改正前	改正後
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)~(12) (条文を省略) (新 設) <u>(13)</u> 前各号に付帯関連する一切の事業	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)~(12) (条文を省略) <u>(13)</u> 金属粉末素材等の製造および販売 <u>(14)</u> 前各号に付帯関連する一切の事業
(社外取締役との責任限定契約) 第 28 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、 社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任 を法令の定める限度まで限定する契約を締結すること ができる。	(取締役との責任限定契約) 第 28 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、 取締役(業務執行役等であるものを除く)との間に、 同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度ま で限定する契約を締結することができる。
(社外監査役との責任限定契約) 第 39 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、 社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任 を法令の定める限度まで限定する契約を締結すること ができる。	(監査役との責任限定契約) 第 39 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、 監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法 令の定める限度まで限定する契約を締結することがで きる。

3. 変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 23 日

以 上